

## 長与町マイナンバーカード窓口業務等委託仕様書

### 1. 業務名称 長与町マイナンバーカード窓口業務等委託

#### 2. 業務目的

平成27年度から開始されたマイナンバーカードは、10年が経過し、令和7年度以降、カードの有効期限切れ対象者の増加、マイナポイント事業によりカード交付が拡大した令和2年度・3年度に交付されたカードの電子証明書有効期限切れによる大量の更新、また、マイナンバーカード保有率が80%を超えること等により事務量が大幅に増加している。

そのため、本町が行うマイナンバーカード関連業務にかかる事務の一部を、専門的な知識や実績を持つ民間事業者へ委託することで、当該業務の効率化を図り、本町のマイナンバーカード窓口の円滑な運営体制の構築をすすめることに加え、本町におけるカード交付率及び保有率向上を促進させることを目的とする。

#### 3. 履行期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

#### 4. 業務時間

##### (1) 通常開庁日

月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日を除く）の午前9時から午後5時30分。（交代休憩1時間）

ただし、業務時間の前後における窓口開始及び終了後の事務についても業務範囲に含むものとし、業務における一連の処理が業務時間外に及ぶものについては、業務時間に関わらず処理が完了するまでの間は引き続き業務を行うこと。

#### 5. 履行場所

長与町役場住民環境課内

#### 6. 業務内容

- (1) マイナンバーカードに関する問い合わせ対応
- (2) マイナンバーカードの交付申請受付・申請サポート業務
- (3) マイナンバーカードの交付業務
- (4) その他マイナンバーカード関連業務

#### 7. 業務体制

業務体制は2名体制を基本とし、下記の人員を配置すること。

##### (1) 業務責任者

業務全体の責任者として、マイナンバーに関する業務知識を有し、発注者との連絡調整・報告の業務を担い、業務担当者及び業務従事者の調整・配置・業務全体の進捗管理・各業務マニュアルの作成業務にあたる者

(2) 業務従事者

本業務に必要な知識及び技術を有するとともに、制度の趣旨及び業務の公共性を十分に理解し、適切なビジネスマナーを備え円滑に本業務を行える者

8. 業務執行要件

業務の遂行に当たっては、責任を自覚し、関係法令等を遵守するとともに、細心の注意を払うこと。また、この業務により知り得た情報の一切を漏洩してはならず、業務委託終了後や退職後においても同様とする。

(1) 業務計画

業務の着手に先立ち、受注者は業務体制・役割分担・業務実施方針等を記載した業務計画書を事前に書面（電子データ可）にて提出し、発注者の承認を得ること。また、業務計画書の内容を変更する場合は、事前に変更内容を書面（電子データ可）にて発注者に提出し、承認を得ること。

(2) 定例会議の開催

業務を適正に行うため、毎月1回を目途に会議を開催し、業務内容や課題・業務改善・マニュアル作成等について協議することとする。また、会議は必要に応じて臨時開催ができるものとする。なお、議事録の作成を受注者で行うこと。

(3) 課題の報告

受注者は、課題が生じた際には直ちに発注者に報告するとともに、これを書面（電子データ可）で提出し、説明すること。

9. 納入成果物

(1) 事業計画書

業務体制（人員配置）及び連絡体制を発注者に提出すること。

(2) 業務完了報告書（月次）

月ごとの月報を作成し、翌月10日までに業務完了報告書を発注者へ提出すること。

10. その他遵守事項

(1) 受注者は、本仕様書に明示されていない事項であっても、必要と認められる作業は、発注者に報告の上受注者の責任において実施すること。

(2) 受注者は、常に作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めること。

(3) 受注者が故意又は過失により事故・障害及び諸設備の破損等が発生した場合、発注者及び発注者の指示に従い、受注者の責任において当該設備の復旧又は交換を速やかに行うこと。

(4) 廃棄物は、発注者の処分方法に従い、適正に処分すること。

(5) その他、問題が生じたときは、発注者と協議の上至急解決に当たること。この場合、当該協議に関する議事録を作成し、発注者に提出のうえ、確認を得ること。

(6) 国の方針の変更・追加が生じた場合や、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、双方で

別途協議するものとする。

#### 1 1. 委託料の支払方法等

- (1) 受注者は毎月の業務終了後、翌月の10日までに業務完了報告書を提出し、発注者による業務完了の確認後、当月の委託料を記載した請求書を発注者に提出し、検収を受けること。
- (2) 発注者は業務委託料を按分し、月払によって支払うものとする。なお、業務委託料の按分内容については、契約時に協議して決定する。